

# ひとり親家庭などに 医療費を助成します

毎年8月受給者  
証の更新手続きが  
必要

ひとり親家庭における父母等の入院医療費と児童の通院および入院医療費（自己負担分）を助成します。助成を受けるにはひとり親家庭等医療費受給者証が必要です。  
※受給者証は毎年8月に更新申請が必要で、有効期限が切れてから更新申請をした場合、助成対象期間は申請月の1日からとなります。

## 【助成対象】

◎18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童がいる世帯

◎児童扶養手当受給の所得水準にある世帯

右の世帯のうち、次のいずれかに該当する方

▼児童を扶養しているひとり親家庭の父または母等

▼ひとり親家庭等の児童

## 【受給者証の更新手続きに必要なもの】

▼父または母等および児童の保険証

▼個人番号カード・住民票の記載内容と一致している通知カード等（父または母等および児童のもの）

▼本人確認書類（窓口に来られる方のもの）

## 【お問い合わせ先】

市保険年金課医療・年金担当（市役所1階④番窓口）

☎32・4120 / FAX35・0173

Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tok

ushima.jp

## 障がいのある方などが対象 各種手当の所得状況届は期限内に！

各手当とも支給制限や所得制限がありますので、詳しくは、各担当までお問い合わせください。

### 特別障害者手当・障害児福祉手当

障がいの程度が著しく重度の状態にあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がい児（者）の方に支給されます。

現在、手当を受給されている方には、今月、市から関係書類を送付しますので、必要事項をご記入のうえ、市介護福祉課にご持参ください。

#### 【持参物】

所得状況届、現況報告書、マイナンバー確認書類、令和2年分の年金額が証明できるもの（公的年金受給者のみ）

※所得状況届と現況報告書は今月初旬送付予定です。

#### 【提出期間】

8月12日（木）から9月13日（月）まで

※平日午前8時30分から午後5時15分まで受付

#### 【お問い合わせ・届出先】

市介護福祉課障がい福祉担当

（市役所1階⑨番窓口）

☎32・2279 / FAX35・0272

Mail:s-kaigo@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp

### 特別児童扶養手当

精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのある20歳未満の児童を在宅で監護・養育する保護者などに支給されます。ただし、児童福祉施設などに入所している児童や障がいのため公的年金を受給している児童は該当しません。

現在受給されている方は、以下の持参物をご用意のうえ、市児童福祉課に所得状況届等の提出をしてください。

#### 【持参物】

所得状況届（市児童福祉課にて配布）、特別児童扶養手当証書、その他添付書類

#### 【提出期間】

8月12日（木）から9月13日（月）まで

※平日午前8時30分から午後5時15分まで受付

#### 【お問い合わせ・届出先】

市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口）

☎32・2114 / FAX32・3738

Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp